

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 地域包括ケア推進課

許認可等の内容		栃木市はつらつセンター事業実施申請に対する決定
根拠法令等及び条項		栃木市はつらつセンター事業実施要綱第3条、第4条、第5条及び第6条 栃木市はつらつセンター事業実施要領第2、第3、第4、第5、第6、第7、第8、第9及び第10
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市はつらつセンター事業実施要綱第3条、第4条、第5条及び第6条 栃木市はつらつセンター事業実施要領第2、第3、第4、第5、第6、第7、第8、第9及び第10
	参考事項	
	設定等年月日	平成24年 4月 1日設定 平成30年10月 1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市はつらつセンター事業実施要綱 (事業内容)</p> <p>第3条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 趣味及び生きがい活動に関すること。</p> <p>(2) 日常動作訓練に関すること。</p> <p>(3) 地域における交流事業に関すること。</p> <p>(4) その他市長が目的達成に必要と認めること。</p> <p>(実施回数)</p> <p>第4条 事業の実施回数は、月4回以上とする。ただし、次条の規定により委託を受け る団体が希望する場合は、月2回以上月4回未満とすることができる。</p> <p>(実施主体)</p> <p>第5条 事業の実施主体は、栃木市とする。ただし、市長は、事業内容を適切に運営で きると認められる地域住民相互の福祉の増進を図る任意団体に事業の実施を委託する ことができる。</p> <p>(実施施設)</p> <p>第6条 事業は、自治会公民館その他この事業を適切に実施することができると思えら れる施設において実施するものとする。</p>	

栃木市はつらつセンター事業実施要領

(団体の単位)

第2 団体の単位は、自治会単位とする。ただし2以上の自治会が共同で1団体を設置することも認めるものとする。

(団体の組織)

第3 団体の構成員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 代表
- (2) 副代表
- (3) 会計
- (4) 運営協力員
- (5) 事業担当者
- (6) その他市長が必要と認める者

(運営協力員)

第4 運営協力員は、事業の計画や支援等の円滑な運営を図るため、自治会役員、民生委員・児童委員、老人クラブ会員、女性団体、ボランティア団体等の地域団体から選出するものとする。

(事業担当者)

第5 事業担当者は、事業を計画的かつ安全に実施するため、事業を実施する施設の手配、参加者の募集の手配、安全の確保等、責任をもって行うものとする。

(開催場所)

第6 開催場所は、自治会公民館、集会所施設、民間施設など事業が開催できる場所とする。

(活動内容)

第7 活動内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教養講座の開催
- (2) 健康講座の開催
- (3) 高齢者スポーツ活動
- (4) 園芸・陶芸・そば打ち等の創作活動
- (5) 手芸・絵画・カラオケ等の趣味活動
- (6) 会食・旅行等による交流活動
- (7) その他市長が必要と認めるもの

(実施回数)

第8 実施回数は、月4回以上とする。ただし、団体が希望する場合は、月2回以上月4回未満とすることができる。

(実施申請)

第9 事業を実施しようとする団体は、事業実施申請書(様式1)に団体の構成員表(様式2)、事業計画書(様式3)、収支予算書(様式4)を添えて、はつらつセンター事業主管課に申請するものとする。

(委託契約)

第10 事業実施申請書の内容を確認し、適正と認められた団体と予算の範囲内において、事業委託契約を締結するものとする。